

春日部市入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）執行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託（以下「建設工事等」という。）、清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修繕又は売払い（以下「物品売買等」という。）の制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札をいう。以下同じ。）に関し、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札参加者の手続の負担軽減、入札業務の効率化、入札参加資格の慎重な審査、不良不適格業者の参入の阻止及び入札に係る不正行為の防止を図るため、入札書提出後に入札参加資格を最低価格提示者から審査して、適格の場合に落札決定する入札後審査方式の制限付一般競争入札（以下「ダイレクト入札」という。）の手続について、必要な事項を定める。

2 ダイレクト入札は、市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して処理する入札手続並びに入札開札事務（以下「電子入札」という。）又は郵便入札により行う。

（対象案件）

第2条 ダイレクト入札の対象とする案件は、市長が適当と認めた建設工事等又は物品売買等とする。

（入札参加者の資格）

第3条 ダイレクト入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設工事等については、春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 物品売買等については、春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと。

- (6) 建設工事の請負については、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、省略することができる。
- (7) 建設工事の請負については、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

(8) 春日部市契約規則（平成17年規則第126号。以下「契約規則」という。）第15条の規定により入札の参加排除を受けてない者であること。

- 2 前項に定めるもののほか、あらかじめ建設工事等入札審査委員会又は物品売買等入札審査委員会が定めた条件で必要と認めた事項を定めるものとする。

（入札の公告）

第4条 契約規則第16条の規定によりダイレクト入札に関する事項を公告するときは、春日部市役所に掲示、インターネットの利用又はその他の方法で行うものとする。

- 2 前項のインターネットによる公告は、春日部市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）又は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）に掲載することとし、入札参加資格者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第5条 ダイレクト入札の設計図書等の閲覧は、ホームページ又は電子入札システムに掲載する。ただし、これによりがたい場合においては、当該設計図書を期間を定めて貸与することができる。

（設計図書等に対する質疑応答）

第6条 応札者は設計図書等に質問がある場合は、郵便入札にあつては、書留等の郵便、メール、直接持参のいずれかにより、電子入札にあつては電子入札システムにより質問書を提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により電子入札システムを使用できない場合を除く。

- 2 前項に規定する質問書に対する回答書は、電子入札にあつては電子入札システムにおいて入札公告に示す期間閲覧に供し、郵便入札にあつてはホームページに掲載する。

（入札保証金）

第7条 ダイレクト入札については、入札保証金は免除とする。

(内訳書の提出等)

第8条 内訳書の提出は、あらかじめ公告で指定した方法により行う。

(入札書等の提出)

第9条 入札書の提出は、電子入札にあつては電子入札システムにより、郵便入札にあつては二重封筒とし、入札書及び内訳書を中封筒に入れ、封緘のうえ、入札者の名称、入札に係る案件名及び開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、入札公告等により指定された書類を入れ、表に入札者の名称、入札に係る案件名及び開札日並びに入札書在中の旨を記載し、局留め書留郵便とする方法により行わなければならない。

2 入札参加者は、既に提出した入札書及び内訳書の差し替え、変更並びに取り消しをすることができない。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為、施行令第167条の4第2項各号に規定する行為その他公正な入札の執行を妨げる行為を行ってはならない。

(入札の中止等)

第11条 市長は、入札参加者が1人以下の場合は、入札を中止する。

ただし、再度の入札において入札条件等を変更しても入札参加者が1人となるおそれが高い等、真に止むを得ない理由として市長が認めたものを除く。

2 市長は、天災、地変その他やむを得ない理由が生じた場合は、入札の執行を延期又は中止等必要な措置を講じることができる。

3 市長は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動その他公正な入札の執行を妨げる行為をした場合で入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(入札の無効)

第12条 契約規則第24条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、開札までの間は無効とし、開札後は失格とする。

(1) 指定した日時に内訳書の提出のない入札

(2) 入札書と異なる内訳書が提出された入札

(3) 郵便入札において、案件名の錯誤がある入札

(4) 郵便入札において、入札書と当該入札書を同封した中封筒に記載された案件名が異なる入札

(5) 郵便入札において、入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札

2 郵便入札において、入札書の中封筒に入れず、直接、外封筒に入れたものは無効とする。

この場合において、郵送した者は、希望により当該入札書を直接確認することができる。

3 第1項の規定により無効となった入札は、開札時にその旨宣告し、中封筒は開封しないものとする。

4 未開封の中封筒は表面に無効と記載し、他の開封した入札書とともに5年間保管するものとする。

(入札書提出期限等)

第13条 入札書の提出期限は、市長があらかじめ定めた期限までに提出しなければならない。

2 電子入札による入札書は、電子入札システムを使用して提出しなければならない。

ただし、やむを得ない理由により電子入札システムを使用できない場合を除く。

3 郵便入札による入札書は、書留郵便により提出期限までに市長が定めた提出先に到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(入札書の管理)

第14条 提出された入札書は、電子入札にあつては電子入札システムの電子ファイルにおいて、郵便入札にあつては定められた場所において厳重に管理するものとする。

(開札)

第15条 開札は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において行い、落札候補順位を決定する。

2 市長は、開札後、入札を保留し落札候補順位に従い資格審査を行ったうえ、後日落札決定を行う。

3 第1項の開札において、同価格提示者が2者以上いた場合、くじにより落札候補順位を決定する。

4 前項の規定によるくじ引きの方法は、1回目のくじで、2回目のくじを引く順序を決め、2回目のくじの結果により落札候補順位を決定するものとする。

(再度入札)

第16条 施行令第167条の8第3項の規定による再度の入札は、電子入札については行うものとし、郵便入札については行わないものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者及び最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

- 3 第1項の規定により行う電子入札に係る再度の入札は、当該入札執行回数の限度を初度の入札及び再度の入札を合わせ2回とし、その時点で落札候補者がいない場合は開札を終了するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第17条 市長は、開札後速やかに落札候補者に連絡し、入札公告に定める参加資格確認のための書類（ただし、第3条第1項第7号にあっては、社会保険等の加入に関する誓約書（様式第1号）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（様式第2号）により確認する。）の提出を求めるものとする。この場合において、落札候補者は、入札参加資格確認書類を指示された日から起算して、原則として2日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び市長が別に提出日を設けた場合は、この限りではない。

- 2 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、失格とする。

(入札参加資格の審査)

第18条 入札参加資格の審査は、前条の規定により提出された書類により行うものとし、落札候補順位に従い順次審査し、適格者が確認できるまでこれを行うこととする。

- 2 前項の審査は、入札参加資格確認書類の提出された日から起算して原則として3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に行うものとする。
- 3 最低制限価格を下回った入札の場合、前2項の規定は適用しない。

(落札決定又は入札参加条件不適格の場合)

第19条 市長は、資格参加者から落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認したときは、落札決定する。

- 2 電子入札を適用するときは、電子入札システムにより該当する入札参加者に対して落札決定を通知する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、落札者に対し電話等必要な方法で連絡を取り、契約締結に必要な書類を指示するものとする。
- 4 入札執行者は、資格確認者から落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して、電子入札にあっては失格の旨を電子入札システムを通し明示し、郵便入札にあっては次条の規定に基づき公表する。
- 5 最低制限価格を下回った入札の場合は、第1項から前項までの規定は適用しない。
- 6 落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札参

加資格がないものとみなす。

(入札結果の公表)

第20条 市長は、落札者を決定したとき、電子入札にあっては電子入札システムにおいて、郵便入札にあっては春日部市役所情報公開担当課において閲覧に供するものとする。

(契約保証金)

第21条 施行令第167条の16の規定による契約保証金の納付は、契約規則第7条の規定に該当したときは、免除することができる。

(様式の準用)

第22条 この要領の規定による入札書その他の様式は、春日部市競争入札参加者心得の規定による入札書その他の様式を準用する。

(その他)

第23条 この要領に特別の定めがない事項は、指名競争入札に関する諸規則の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(春日部市入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）執行要領の廃止）

2 春日部市入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）執行要領（令和3年2月22日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。